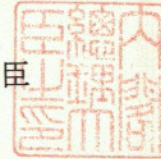


渡 邊 周 様

内閣総理大臣



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け閣総第556号一3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付・記号番号 令和4年10月28日・閣総第636号 (2) 開示決定等した者 内閣官房内閣総務官 松田 浩樹 (3) 開示決定等の種類 不開示決定
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和5年1月27日（同月30日受付） (2) 審査請求の趣旨 本審査請求に対する厳正な処理を求める。
4 諮問日・諮問番号	令和5年5月9日・令和5年(行情)諮問第368号

担当課等：内閣官房内閣総務官室（調整担当）
 〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
 TEL 03-5253-2111（内線85156）